

ストウディア刑事訴訟法

補遺

ISBN:15091-1

2026年5月

刑事手続のデジタル化（概要）

令和7（2025）年に成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」は、犯罪捜査から裁判手続に至る刑事手続の全般に、情報通信技術の導入を図るものであり、令和9（2027）年3月31日までに施行される。以下では、その背景、主要な改正点、および今後の課題について解説する。なお、改正は多岐にわたり、これまで慣れ親しんできた条文の位置（とりわけ「項」）に変更が生じているところも多い（例えば218条6項は改正により同条10項になる）ため、学習にあたっては、常に六法を参照して正確な条文を確認することに留意すべきである。

1. 改正の背景とデジタル化の理念

今回の改正の背景には、社会全体で情報通信技術が急速に普及したことがある。刑事手続においても、デジタル技術を活用することで、手続に關与する国民の負担を軽減し、手続全体を円滑化・迅速化することが求められる。

改正の基本的な考え方は、従来の「書面（紙）」や「対面」を前提とした手続を、電磁的記録やビデオリンク方式によるものへと置き換える「デジタル化」の推進にある。しかし、刑事手続においては、供述者の表情や態度の直接的な観察も、証拠の信用性評価等において重要な役割を果たす。そのため、すべての手続を一律にデジタル化することは適切ではなく、個別の手続の趣旨に照らして、その適否が検討されなければならない。

2. 主要な改正内容とその意義

以上を踏まえて、具体的な改正事項の要点を取り上げると、まず、刑事手続で用いられる書類は、原則として電磁的記録に置き換えられる。これにより、裁判所への申立て等を電子的に行うことが可能となり（54条の2）、検察官や弁護人は原則としてこれによることが義務化される（54条の3）。逮捕状等の令状についても、電磁的記録による発付や提示が認められることとなった（逮捕状について199条3項、201条1項2号）。これにより、令状の物理的な搬送に伴う時間的ロスなどの負担が軽減されることが期待される。

また、「記録命令付き差押え」が廃止され、「電磁的記録提供命令」が創設された（218条1項、102条の2）。この処分は、サーバー上のデータ等の保管者に対し、令状に基づき特定のデータの提供を命じるものである。このように、記録媒体そのものを押収して運搬するのではなく、必要なデータに限り電子的に提供させるものであるため、処分の効率的かつ相当な限度で

の実施に資する。なお、正当な理由なく必要なデータを提供しない場合には罰則が科されるが、これは言語による供述を強いるものではないため、自己負罪拒否特権（憲 38 条 1 項）には抵触しないと解されている。

さらに、裁判手続におけるビデオリンク方式の活用範囲が大幅に拡大された（157 条の 6）。証人尋問において、遠隔地居住や病気といった事情に加え、専門家証人の多忙などの理由でもビデオリンクの利用が可能となった。また、勾留質問（61 条 2 項）や公判前整理手続（316 条の 7 第 2 項）、さらに、一定の要件を満たす場合の被告人の公判出頭（288 条の 2）などについても、この方式による実施が認められることとなった。

3. 今後の課題と展望

情報通信技術の活用という観点からは、課題も残されている。弁護人と被疑者の間の「接見」のデジタル化については、必要性は認められるものの、第三者のなりすましの防止が困難であることなどへの懸念から、今回の改正での導入は見送られており、そうした懸念への対応を可能にする施設整備が求められている。

また、電磁的記録提供命令の実施に際して、提供されたデータを保管させている者（データ主体）への通知の仕組みが設けられておらず、プライバシーを侵害された可能性がある者による不服申立ての実効性に懸念も持たれている。通知に伴う罪証隠滅のおそれも踏まえた検討が求められよう。

まとめ

今回の法改正は、単なるデジタル技術の導入との理解を超えて、適正な手続の保障と効率化による国民負担の軽減の両立を図る一つのあり方として捉えることが求められる。